

指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日野友愛会が実施する沖野原ショートステイ指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者(以下「要支援者」という。)に対し、適正な指定予防短期入所生活介護を提供することを目標とする。

(基本方針)

第2条 事業所の従事者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、居宅介護支援 事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 沖野原ショートステイ
- (2)所在地 滋賀県東近江市沖野三丁目 10 番 18 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 短期入所生活介護従業者としての次の職員を置く。

- (1) 管理者 1 名
事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所生活介護の実施に関し尊重すべき事項において指示命令を行う。
又、管理者は、それぞれの利用者に応じて短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う物とする。
- (2) 医 師 1 名
- (3) 生活相談員 1 名以上
利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (4) 介護・看護職員
常勤換算法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに 1 人以上
介護職員は利用者の日常生活支援をし、特に入浴送迎等の支援を行う。
看護職員は利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

- (6) 管理栄養士又は栄養士 1 名
- (7) 調理員その他の従業者を実情に応じて配置する。

(定員)

第 5 条 1 日に介護予防短期入所生活介護のサービスを提供する定員は 20 名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談支援等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 日常の世話(移動、排泄、見守り等)
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 食事サービス
- 七 入浴サービス
- 八 介護予防方法の指導

(虐待等のケースによる入所)

第 7 条 虐待等のケースにおける緊急入所については、災害時における定員超過と同様に取り扱うこととする。

- 1 身体拘束廃止の推進に積極的に取り組み、身体拘束のもたらす弊害(身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生、精神的苦痛、人間としての尊厳の屈辱、介護スタッフの志気の低下、社会的不信等)を抑制することに努めます。
- 2 下記における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を、本人の状況等でやむなく必要とされた場合、本人家族に了承を得たうえ、記録を残すこととする。

『身体拘束禁止の対象となる具体的な行為』

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような、いすを使用する。
- 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を使用する。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用)

第 8 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬報告上の額とし、当確指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、所得によっては 2 割又は 3 割の自己負担となる場合があります。

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 厚生大臣が定める基準(告示上の報酬額)
 - (2) 居住費 単独ユニット型 2,000 円/ 円
 - (3) 食費 1,600 円/1 日
(朝食：240 円 昼食：700 円(おやつ代含む) 夕食：660 円)
 - (4) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(通常の実施地域を超えた時点から、1km につき、100 円の額を徴収する。)
 - (5) レクリエーションや行事の材料代及び外食、屋外活動等の入場料 実 費
 - (6) 複写物の交付に伴い必要となる費用 10 円/1 枚
 - (7) 施設・設備の使用料 テレビ … 50 円/1 日
電気毛布 … 50 円/1 日
■施設備品レンタル料金■
・テレビ レンタル料金(電気使用料含めて、100 円/日)
 - (8) 嗜好品代 お酒、タバコ、利用者が希望される飲み物 … 実 費
 - (9) 理・美容 … 実 費
 - (10) 前号に掲げるものの他、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが認められる費用 カミソリ 入れ歯洗浄 化粧品 … 自費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用料その家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行いその同意を文章により確認するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、東近江市、日野町、近江八幡市(旧：安土町)の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 サービスを利用するにあたって、利用者は本事業所の規則を守ることとします。

(居宅サービス計画書に沿ったサービスの提供)

第 11 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(居宅サービス等の変更の援助)

第 12 条 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第 13 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所介護生活について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(指定介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第 14 条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 それぞれの利用者に応じた指定介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。

(衛生管理)

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第 16 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 17 条 指定介護予防短期入所生活介護従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 指定介護予防短期入所生活介護従業者であつた者が、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用要する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

4 介護従事者においては、介護従事者で無くなった場合にしても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(苦情処理)

第 18 条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して、市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に関し

て国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 苦情を受け付けた場合、必ず苦情の内容を記録し保管する事。

(会計の区分)

第 19 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計区分する。

(記録の整備)

第 20 条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第 21 条 従事者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 22 条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 23 条 事業所は虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。

2 事業所は虐待防止のための指針を整備する。

3 事業所は職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 事業所は上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(業務継続計画)

第 24 条 事業所は担当者を配置し業務継続のための体制の構築、整備を実施するとともに、関係者の連絡先、連絡フォローの整理を行うこととする。

2 事業所は感染症、災害などに関する最新情報の収集、対策の徹底、職員、入居者の体調管理、施設内出入りの者の記録管理、応援派遣の手続きなどの反映を行う。

3 事業所は個人防護服、消毒剤、衛生材料などの在庫量・保管場所の確認と一定量備蓄を用意しておくこととする。

4 業務継続計画を関係者と共有し、平時から業務継続計画の内容に関する研修、シュミレーション訓練を行うこととする。

(身体拘束等の適正化)

第 25 条 事業所は入居者及び他の入居者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入居者へ身体拘束等の行為は行ってはならない。

- 2 緊急や無得ない場合に該当するかの判断は事業所内の身体拘束適正化検討委員会の協議のもと決定する。
- 3 緊急やむ得ない場合と判断した場合は入居者本人や家族に対し、高圧内容・目的・理由・時間・時間帯・期限等の詳細を説明し同意を得た後に実施するものとする。
- 4 身体的拘束等適正化検討委員会を指針に基づき設置し 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、定期的な研修(年 2 回以上)を行い、介護職員その他の従業者に周知し徹底する。

(非常災害対策)

第 26 条 非常災害に関する『非常災害対策計画』を立てておくとともに、非常災害にそなえるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などとの連携および協力を行う体制を構築するよう努める。
- 3 開設者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する『非常災害対策計画』を作成する。
- 4 管理者は、非常災害の発生の関係機関への通報および連絡の体制を整備する。

(ハラスメント対策)

第 27 条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に努める。職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、ハラスメントと判断された場合は、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

その他の運営に関する留意事項

(短期入所生活介護の質の向上)

第 28 条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2)継続研修 年 2 回

(地域との連携など)

第 29 条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(人権への配慮)

第 30 条 開設者は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努める。

- 2 入居者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の

整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(附則)

この規程は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 12 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 22 年 3 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。